

幼児教育保育無償化のご案内

令和3年度 子育てのための施設等利用給付の新規申請受付

令和3年4月より、3歳から5歳(0歳から2歳までの住民税非課税世帯)の子どもで、未移行の幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する又は利用予定の子どもは施設等利用給付認定の申請を行い、認定を受けることにより幼児教育保育無償化の対象となります。



申請方法

- こども課または通園している施設より案内等を配布します。
※配布していない施設もあるので、その際はこども課でお受け取りください。
- 申請書等の提出および提出期限
 - ①未移行の幼稚園に通園し、預かり保育を利用しない子ども。
→通園している幼稚園(提出期限:幼稚園へご確認ください。)
 - ②未移行の幼稚園に通園し、預かり保育を利用する子どもおよびその他の施設を利用する子ども。
→こども課(提出期限:3月12日(金))

令和2年度 羽曳野市実費徴収に係る補足給付申請

羽曳野市在住で、子どもが未移行の幼稚園に通っている、次に該当する保護者は、幼稚園に支払った給食費のうち副食材料費(おかず・おやつなど)が月額4,500円まで補助されます。

※実際に支払った副食材料費(月額)または月額上限額4,500円のいずれか少ない金額

対象者

- (1)世帯(父母など)の市町村民税所得割課税額の合計額が77,101円未満(年収360万円未満相当世帯)
※令和2年4月分から8月分までは、平成31年度の市町村民税所得割課税額
※令和2年9月分から令和3年3月分までは、令和2年度の市町村民税所得割課税額
- (2)世帯の所得にかかわらず、小学3年生以下の子どもから数えて、対象園児が第3子以降の場合
- (3)生活保護世帯や里親等の市町村民税非課税に準ずる世帯

申請方法

- 提出物
 - ①「羽曳野市実費徴収に係る補足給付申請書(償還払い用)」
 - ②「副食材料費の領収書」
 - ③「市町村民税課税証明書」※③は平成31年1月1日および令和2年1月1日時点で羽曳野市外に在住の方のみ
- 提出先 こども課
- 提出期限 3月31日(水)まで



【問合せ】 こども課 教育保育給付担当 072-947-3835 (直通)